

西部ガス株式会社「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価書」に係る確定通知について

平成30年8月30日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、西部ガス株式会社「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づき、本日、西部ガス株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた西部ガス株式会社は、同条第2項の規定に基づき、北九州市長等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（1月間）し、周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続）

計画段階環境配慮書受理	平成26年 3月24日
環境大臣意見受理	平成26年 5月30日
経済産業大臣意見発出	平成26年 6月20日
環境影響評価方法書受理	平成27年 1月15日
意見の概要等受理	平成27年 3月13日
北九州市長意見受理	平成27年 4月23日
福岡県知事意見受理	平成27年 5月25日
経済産業大臣勧告発出	平成27年 6月 8日
環境影響評価準備書受理	平成29年12月13日
意見の概要等受理	平成30年 2月16日
北九州市長意見受理	平成30年 5月22日
環境大臣意見受理	平成30年 6月 8日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 7月13日
環境影響評価書受理	平成30年 8月21日
経済産業大臣確定通知発出	平成30年 8月30日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、沼田

電話：03-3501-1742（直通）